

# 新型コロナウイルス感染症による 傷病手当金について

被保険者（従業員本人）が新型コロナウイルス感染症により、療養のため会社を休み、会社から報酬が受けられなかった場合、傷病手当金の支給対象となります。

**※療養期間が年休の場合は傷病手当金の支給はありません。**

**※被扶養者（家族）に傷病手当金の支給はありません。**

## 【申請方法】

「傷病手当金請求書」を記入し、勤怠管理部署へ提出してください。

※請求書内の医師証明欄の証明が医療機関で取得できない場合は下記のいずれかのコピーを、請求書に添付してください。

- ・受診した医療機関が交付する「**新型コロナウイルス感染症の陽性診断を受けた方へ**」文書
- ・受診した医療機関が交付する「**新型コロナウイルス感染症検査の陽性結果**」
- ・受診した医療機関の新型コロナウイルス感染症の「**診断書**」
- ・**MY-HER-SYSの画面**印刷（発生届の対象となる方のみ表示）

**請求書の「休業した期間（請求期間）」の開始日は、診断年月日を記入し終了日は、療養期間最終日を記入してください。**

- ・傷病手当金請求書の印刷は、右図の「申請書」をクリックしてください。

